

伊勢市農業経営基盤の強化の
促進に関する基本構想

令和5年10月策定
三重県伊勢市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 農業の現状	1
2 農業構造の現状及び見通し	1
3 農業経営の目標	1
4 農業経営基盤の強化の方策	2
（1）効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者への支援	2
（2）農用地の利用集積の推進	2
（3）集落営農組織の組織化・法人化の推進	2
（4）多様な担い手の確保・育成	3
（5）農業経営改善計画認定制度の普及	3
5 認定農業者等への指導	4
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
（1）新規就農の現状	4
（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	4
（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	4
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 1
第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成に関する事項	1 5
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	1 5
2 市町が主体的に行う取組	1 5
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	1 6
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	1 6
第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	1 6
第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 7
1 地域計画推進事業に関する事項	1 8
（1）協議の場の設置方法及び地域計画の区域の基準	1 8
（2）地域計画の策定の進め方	1 9
（3）農地中間管理事業の促進に関する事項	1 9
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	1 9
（1）農用地利用改善事業の実施の促進	1 9
（2）区域の基準	1 9
（3）農用地利用改善事業の内容	1 9

(4) 農用地利用規程の内容	19
(5) 農用地利用規程の認定	20
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	20
(7) 農用地利用改善団体の欽奨等	21
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	21
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	21
(1) 農作業の受委託の促進	21
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	22
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	22
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	22
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	22
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	22
(3) 関係機関等の役割分担	23
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	23
(2) 推進体制等	23
第7 その他	24

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

伊勢市は、三重県の伊勢湾に面した伊勢平野の南部に位置し、その立地条件を生かした都市近郊型農業を特色としており、コシヒカリを中心とした稲作を主体とする農業生産を展開してきた。また、一部の農家では花き類やイチゴ、トマトなどの施設園芸も盛んで、特に、花き類のバラやガーベラの産地化が進んでいる。さらに、露地栽培の青ネギについても、古くから産地が形成され、国の指定産地となっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作物・作型を担い手を中心に導入し、地域として産地化をより推進する。また、土地利用型農業を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の賃借等において、その役割分担を図りつつ地域複合としての農業発展を目指す。

さらに、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造の現状及び見通し

伊勢市の農業構造については、一戸当りの農業経営の規模が平均 86a、副業的農家が販売農家の約 78%（2020 年農林業センサスより）を占めるなど恒常的勤務による安定兼業農家が多く、土地利用型農業を中心として担い手不足が深刻化している。また、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、地区によっては、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が遊休農地化し、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 農業経営の目標

伊勢市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和 11 年度）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、伊勢市及びその周辺の市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1 農家（主たる農業従事者 2～2.5 人）あたり 400 万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人あたり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4 農業経営基盤の強化の方策

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者への支援

伊勢市は、将来の伊勢市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的な条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当り、これを支援する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項に基づく農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、伊勢市は、伊勢農業協同組合（以下「JA伊勢」という。）、伊勢市農業委員会、伊勢志摩地域農業改良普及センター（以下「伊勢志摩普及センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制として、伊勢市農業再生協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

さらに、3に示した経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の法第12条第1項に基づく農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 農用地の利用集積の推進

伊勢市は、農業経営の改善による効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している伊勢市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手、受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）の設定等を進める。

具体的には、伊勢市北部にある西豊浜町上区並びに森区の地域農業集団で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開し、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農地の効率的な利用に向けその集積を促進するため、農地中間管理機構（公益財団法人三重県農林水産支援センター）が行う農地中間管理事業や特例事業を積極的に進める。

(3) 集落営農組織の組織化・法人化の推進

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体（法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う団体）の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）以外の法人も含めた農業経営を営む法人をいう。）及び特定農業団体（農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。））を定めることのできる農用地利用改善事業の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

また、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、J A伊勢と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、伊勢志摩普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

なお、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

（４）多様な担い手の確保・育成

伊勢市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場への女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、効率的かつ安定的な農業経営体と、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも、本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

（５）農業経営改善計画認定制度の普及

農業経営改善計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な経営体の育成施策の中心に位置づけ、伊勢市農業委員会の支援による農用地の利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、伊勢市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても実施地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 認定農業者等への指導

伊勢市は、伊勢市農業再生協議会を中心として、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及びJ A伊勢支店単位の研修会の開催等を行う。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

伊勢市の平成 25 年度から令和 4 年度までの新規就農者は、毎年度 3 名程度で、過去 10 年間で少しずつ増加しているが、地域農業の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、伊勢市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和 5 年 6 月 27 日農林水第 11-238 号）に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標の年間 180 人を踏まえ、伊勢市においては年間 5 人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

伊勢市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割程度の農業所得、すなわち 1 農家あたりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については伊勢市農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については伊勢志摩普及センター、J A伊勢等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に伊勢市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、伊勢市における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得(千円)
主穀中心 A 3人 (家族労働2人、雇用1人)	〈作付面積等〉 ・水稲 13ha ・作業受託 3ha ・小麦 8ha (小麦は特定農作業受託含む) 〈経営面積〉 21ha 〈育成目標数〉 2件	〈資本装備〉 ・トラクター 3台 ・ダンプトラック 1台 ・施肥田植機 1台 ・コンバイン 2台	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	5,000

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得(千円)
主穀中心 B 4人 (役員1人、常時雇用3人)	〈作付面積等〉 ・水稲 40ha ・小麦 30ha ・大豆 10ha 〈経営面積〉 80ha 〈育成目標数〉 2件	〈資本装備〉 ・トラクター 4台 ・ダンプトラック 1台 ・コンバイン 3台 ・施肥田植機 2台 ・大豆コンバイン 1台 ・大豆選粒機 1台	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	5,500

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設バラ 中心 3人 (家族労働力2人, 常時雇用1人)	〈作付面積等〉 ・バラ 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha 〈育成目標数〉 8件	〈資本装備〉 ・温室 3,000㎡ ・ロックシステム 3,000㎡ ・温室付帯施設 ・作業場 150㎡ ・トラック 1台 ・選花機 一式 ・冷蔵庫	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進 ・臨時雇用1.5人	9,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設キク 中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・キク 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha 〈育成目標数〉 6件	〈資本装備〉 ・APハウス 3,000㎡ ・ハウス付帯施設 ・作業舎 ・トラクター 1台 ・トラック 1台 〈その他〉 夏キク0.3ha、秋キク0.3haの年2回 転による作付け。	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進 ・臨時雇用1人	5,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設ガー ベラ中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・ガーベラ 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha 〈育成目標数〉 9件	〈資本装備〉 ・温室 3,000㎡ ・温室付帯施設 ・作業場 150㎡ ・トラック 1台 ・選花機 一式 ・冷蔵庫 ・トラクター 1台	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	4,500

営農 種類	営農 規模	生産 方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設花き 中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・花き 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha 〈育成目標数〉 11件	〈資本装備〉 ・温室 3,000 m ² ・温室付帯施設 ・作業場 60 m ² ・トラック 1台 ・選花機 一式 ・冷蔵庫	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進 ・臨時雇用1人	5,000

営農 種類	営農 規模	生産 方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設トマト 中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・トマト 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha 〈育成目標数〉 14件	〈資本装備〉 ・APハウス 3,000 m ² ・暖房機 1台 ・トラック 1台 ・その他	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	4,000

営農 種類	営農 規模	生産 方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設きゅうり 中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・きゅうり 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha 〈育成目標数〉 3件	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 3,000 m ² ・トラクター 1台 ・トラック 1台 ・その他	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	4,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
水耕みつば中心 3人 (家族労働力2人, 常時雇用1人)	〈作付面積等〉 ・水耕みつば 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha 〈育成目標数〉 3件	〈資本装備〉 ・APハウス 3,000㎡ ・水耕システム及び付帯施設 3,000㎡ ・予冷库 1台 ・トラック 1台 ・パネル洗浄機 1台	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	5,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
青ネギ中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・青ネギ 1.6ha (作付面積 1.6ha×1.5回 転=2.4ha) 〈経営面積〉 1.6ha 〈育成目標数〉 5件	〈資本装備〉 ・青ネギ定植機 1台 ・マルチ管理機 1台 ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・育苗用ビニールハウス 300㎡ ・ネギ洗浄機 1台 ・予冷库 2坪 ・軽トラック 1台 ・作業舎 200㎡	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	4,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設メロン中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・メロン 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha 〈育成目標数〉 1件	〈資本装備〉 ・鉄骨温室 2,000㎡ ・隔離ベッド ・CO2制御装置 ・暖房機 1台 ・その他	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	5,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設イチ ゴ中心 3人 (家族労働力2人、 常時雇用1人)	〈作付面積等〉 ・イチゴ 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha 〈育成目標数〉 20件	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 3,000 m ² ・高施設一式 ・暖房機 3台 ・予冷库 1.5坪 ・トラック 3台 ・炭酸ガス発生 装置2台 ・その他 ・調整作業場 約16.5 m ² (5坪)	・パソコンを利用 した複式簿記に より経営と家計 との分離を図 る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・労働保険等の加 入 ・自己健康管理の 推進	5,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
果樹中心 (梨) 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・梨(露地) 1ha 〈経営面積〉 1ha 〈育成目標数〉 5件	〈資本装備〉 ・果樹棚 ・暖房機 1台 ・トラック 1台 ・スピードスプレ イヤー 1台 ・モア、草刈機 ・その他	・パソコンを利用 した複式簿記に より経営と家計 との分離を図 る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・労働保険等の加 入 ・自己健康管理の 推進	5,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
菌床しい たけ中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・菌床しいたけ 20,000玉 3.0ha ・水稻 〈育成目標数〉 1件	〈資本装備〉 ・菌床培養室 170㎡ ・栽培室(ハウス) 144㎡×2 ・トラクター 1台 ・コンバイン 1台 ・施肥田植機 1台	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進 ・臨時雇用11月～3月1～2人を菌床しいたけの収穫、調整を行う	5,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
肉牛中心 4人 (家族労働力2人、 常時雇用2人)	〈作付面積等〉 ・和牛雌肥育 経営 100頭規模 〈育成目標数〉 2件	〈資本装備〉 ・畜舎 1棟 ・堆肥舎 60㎡ ・ダンプトラック 1台 ・ショベルローダ ・トラクター 1台 ・ロールベアラ ・テッダー	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	10,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
養豚中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・施設 0.4ha 母豚60頭規模 〈育成目標数〉 2件	〈資本装備〉 ・養豚、種雌豚舎、 子豚舎、肥育舎 など ・飼料用タンク ・給餌施設 ・糞尿処理施設 一式 ・ショベルローダ 1台	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	6,000

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
養鶏中心 (採卵鶏) 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・15,000羽規模 〈育成目標数〉 2件	〈資本装備〉 ・鶏舎 2,400 m ² ・育雛舎、倉庫等	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	5,500

[組織経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
主穀中心 (集落組織) 3人 (役員3人)	〈作付面積等〉 ・水稻 15ha ・小麦 12ha (小麦は特定農作業受託含む) 〈経営面積〉 27ha 〈育成目標数〉 6件	〈資本装備〉 ・トラクター 2台 ・コンバイン 2台 ・施肥田植機 5台 ・トラック 2台	・法人化を行い他産業並の給与水準を目標とする。 ・法人会計により経営管理を明瞭化させる。	・各種社会保険の適用により福利厚生の実現を図る。 ・固定給料により農家所得の安定化を図る。 ・作業日報の整備により労働環境の改善を図る。 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保する。	9,000

上記に示す目標所得水準を下回る場合、その農業経営改善計画の認定にかかる審査を行うにあたっては、画一的な基準で取り扱わず、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）別紙4の第1の(4)及び「認定農業者の運用改善のためのガイドラインについて（平成15年6月27日付け15経営第1537号農林水産省経営局長通知）の第3の2の(2)を加味し、弾力的な運用を図っていくこととする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)のイに示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に伊勢市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、伊勢市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
水稲中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・水稲 11ha (飼料用米5haを含む) 〈経営面積〉 11ha	〈資本装備〉 ・トラクター 2台 ・ダンプトラック 1台 ・施肥田植機 1台 ・コンバイン 1台	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	3,000

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設花き 中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・花き 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本装備〉 ・温室 1,500㎡ ・温室付帯施設 ・作業場 150㎡ ・トラック 1台 ・選花機 一式 ・冷蔵庫	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進 ・臨時雇用1人	2,500

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設野菜 中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・野菜 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 3,000㎡ ・トラクター 1台 ・トラック 1台 ・その他	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	2,500

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
青ネギ 中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・青ネギ 1ha (作付面積 1ha×1.5回 転=1.5ha) 〈経営面積〉 1.5ha	〈資本装備〉 ・青ネギ定植機 1台 ・マルチ管理機 1台 ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・育苗用ビニールハウス 300㎡ ・ネギ洗浄機 1台 ・予冷庫 2坪 ・軽トラック 1台 ・作業舎 200㎡	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	2,500

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
施設イチゴ 中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・イチゴ 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 2,000㎡ ・高施設 ・暖房機 2台 ・予冷庫 1坪 ・トラック 1台 ・炭酸ガス発生装置 2台 ・その他 ・調整作業場 約16.5㎡(5坪)	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	2,500

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
果樹中心 (梨) 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・梨(露地) 0.7ha 〈経営面積〉 0.7ha	〈資本装備〉 ・果樹棚 ・暖房機 ・トラック 1台 ・スピードブレイヤー 1台 ・その他 ・モア、草刈機	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	2,500

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
肉牛中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・和牛雌肥育経営 50頭規模	〈資本装備〉 ・畜舎 1棟 ・堆肥舎 60㎡ ・ダンプトラック 1台 ・ショベルローダ ・トラクター 1台 ・ロールベアラ ・テッダー	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	3,500

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
養豚中心 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・母豚30頭規模	〈資本装備〉 ・養豚、種雌豚舎、子豚舎、肥育舎など ・飼料用タンク ・給餌施設 ・糞尿処理施設一式 ・ショベルローダ 1台	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	3,000

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	所得 (千円)
養鶏中心 (採卵鶏) 2人 (家族労働力2人)	〈作付面積等〉 ・10,000羽規模	〈資本装備〉 ・鶏舎 ・育雛舎、倉庫等	・パソコンを利用した複式簿記により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労働保険等の加入 ・自己健康管理の推進	3,000

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

伊勢市では稲作を主体とした農畜産物などを安定的に生産し、伊勢市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有する人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、公益財団法人三重県農林水産支援センターに設置された相談窓口である三重県農業経営・就農支援センター（以下「農業経営・就農支援センター」という）、伊勢志摩普及センター、J A伊勢等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる労働力の活用等に取り組む。加えて、伊勢市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町が主体的に行う取組

伊勢市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、伊勢志摩普及センターやJ A伊勢等と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた相談や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等の相談に加え、関係機関と連携し、資金調達のサポートを行う。

また、伊勢市が主体となって、伊勢志摩普及センター、伊勢市農業委員会、J A伊勢等が連携して伊勢市農業再生協議会を設立し農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように伊勢市は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく地域計画の協議の場への参加を促進するとともに地域計画の見直し等の措置を講じる。

伊勢市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や伊勢志摩普及センターによる新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

伊勢市は、伊勢志摩普及センター、伊勢市農業委員会、J A伊勢等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の相談や、就農後の定着に向けたサポート等を関係機関が専門分野に応じて役割分担をしていく。また、個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

伊勢市は、伊勢市農業再生協議会及びJ A伊勢と連携して、区域内における営農類型毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、伊勢志摩普及センター及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。また、農業を担う者の確保のため、J A伊勢等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町の区域内において後継者がいない場合は、伊勢志摩普及センター及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、伊勢市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
45%	

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への経営農地の面的集積率が上がることをめざす。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- (1) 伊勢市の宮川以西地域の北浜、豊浜、城田地区及び小俣町平坦部においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かし、認定農業者等への農地集積が進んでおり、今後も担い手を中心に、農地中間管理事業等を活用するなどして経営農地の面的集積を推進していく。また、磯地区については、狭小不整形な農地が多く、効率的な営農が困難な状況であるため、農地中間管理事業を活用してほ場整備を実施し、認定農業者等への農地の集積・集約を推進していく。
- (2) 御菌地区では、水稻と露地野菜の複合経営を中心とした認定農業者等の経営規模拡大が見込まれ、生産振興事業等を活用して集積を推進していく。また、伊勢市の担い手が不足している地域では中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め地域全体で農用地の確保・有効活用を図る。
- (3) 宮本、沼木地区の中山間地域では、果樹を中心に効率的かつ生産性の高い経営体の育成を図るために、計画的な植栽を推進していく。

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、伊勢市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積の取組を促進する。その際、伊勢市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

伊勢市は、三重県が策定した「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」第5の農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、伊勢市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下のような方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

伊勢市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 伊勢市全域を対象に農地中間管理事業を重点的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成すべく担い手への面的集積が図られるよう努める。

イ 平坦部の豊浜地区においては、ほ場整備事業により農業用水路のパイプラインが整備されており、パイプラインによる水管理の省力化を活かし、農業生産の効率化及び担い手への農地集積を推進する。

また、磯地区においては、今後、ほ場整備事業の実施を計画しており、ほ場整備による農地の大区画化やパイプラインによる水管理の省力化を活かし、農業生産の効率化及び担い手への農地の集積・集約を推進する。

ウ 中山間地域の沼木地区においては、多様な担い手の確保を図り、面的集積が図られるよう努める。

さらに、伊勢市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体を定めることのできる農用地利用改善事業の啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

伊勢市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、関係機関と連携し、農業者等の協議の結果を踏まえた地域計画の作成を促進する。

(1) 協議の場の設置方法及び地域計画の区域の基準

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である稲作の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、伊勢市のホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、伊勢市、伊勢市農業委員、農地利用最適化推進委員、J A伊勢、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、伊勢志摩普及センター、その他の関係者など地域の実情に応じた体制とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議事項については、農地の集積、集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、多様な経営体の確保・育成方針のほか地域の実情に応じた事項の協議を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内農用地区域等が含まれるように設定することとし、農業生産利用に向けた様々な努力を払っても

なお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(2) 地域計画の策定の進め方

伊勢市は、地域計画の策定に当たって、伊勢志摩普及センター・伊勢市農業委員会・農地中間管理機構・J A伊勢・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

(3) 農地中間管理事業の促進に関する事項

地域計画が策定された地区においては、伊勢市農業委員会・農地中間管理機構と協力のもと地域計画に基づき、農地中間管理事業を活用した利用権の設定等を進めるとともに、利用権設定の進捗管理を毎年実施することとする。

なお、地域計画が未策定の地区については、経過措置期間に限り旧基本構想に基づく対応を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

伊勢市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、認定申請書を伊勢市に提出し、農用地利用規程について伊勢市の認定を受けることができる。

- ② 伊勢市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 伊勢市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を伊勢市の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 伊勢市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

① 伊勢市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 伊勢市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、伊勢志摩普及センター、伊勢市農業委員会、JA伊勢、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、伊勢市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

伊勢市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

J A伊勢は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、伊勢市、農地中間管理機構等と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

伊勢市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有する人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、帰農者を含めたシニア農業者などで意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための各種研修の開催や、積極的に農業経営に参加できる体制づくりの構築をするなど研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、地域計画の作成地域においては、将来の担い手とするために、これらの農業者を地域計画に位置づけるなどにより地域が一体となり人材の育成を推進していく。

さらに、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

農業経営・就農支援センターや伊勢志摩普及センター、J A伊勢等と連携しながら、就農相談を受け入れ、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

伊勢市が主体となって三重県農業大学校や伊勢志摩普及センター、農業委員、指導農業士、J A伊勢等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの

就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導のほか、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者支援制度や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については農業経営・就農支援センター、三重県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては伊勢志摩普及センター、JA組織、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については伊勢市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

伊勢市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 伊勢市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 伊勢市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

ウ 伊勢市は、伊勢市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営体の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 伊勢市は、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 伊勢市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤の強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

伊勢市は、伊勢市農業委員会、伊勢志摩普及センター、JA伊勢、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業

経営基盤の強化の促進についての方策を検討するとともに、令和2年度からおおむね10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地の利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

伊勢市農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、伊勢市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、伊勢市はこのような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年10月31日から施行する。
- 2 基本構想改正前の様式については、経過措置期間中は旧構想に基づくものとする。